

社会保険労務士法人

## ソーシャルブライトマネジメント

154.0004 東京都世田谷区太子堂1-12-39 三軒茶屋堀商ビル6F

tel 03.3413.8822 fax 03.3413.8833 <https://www.s-b-m.jp>

# SBM NEWS

人事労務管理に関するお便り

2026年3月号

### 厚生労働省が「フリーランスに対するハラスメント対策の研修動画」を公表

◆フリーランスと発注事業者間でトラブルが増加  
近年、フリーランスという働き方が普及した一方、発注事業者との間での「報酬の不払い」や「ハラスメント」といったトラブルの増加が問題視されるようになりました。

令和6年11月に施行された「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」（フリーランス・事業者間取引適正化等法）は、フリーランスとの業務委託取引について、「取引の適正化」と「就業環境の整備」の2つの観点から、発注事業者が守るべき義務と禁止行為を定めています。

#### ◆厚生労働省が社内研修用の動画を公表

発注事業者にはフリーランスに対するハラスメント対策の体制整備も義務付けられており、厚生労働省では「発注事業者向け」「ハラスメント相談窓口対応者向け」「広告業界向け」に研修動画を公表しています。  
例えば「ハラスメント相談窓口対応者向け」の動画では、以下の項目を解説しています。

#### <ハラスメントと法律>

- ・法律の概要
- ・業務委託におけるハラスメントの類型
- ・発注事業者が講ずべき措置
- ・発注事業者が行うことが望ましい取組

#### <ハラスメント相談対応のポイント>

- ・相談の受付（一次対応）
- ・事実関係の確認
- ・行為者、相談者への措置検討

- ・行為者、相談者へのフォローアップ
- ・再発防止措置

#### ◆動画等を活用した具体的な取組みを

本法は、フリーランスと取引がある全事業者が守るべき法律です。本動画を活用した社内研修の実施などを検討してみましょう。

#### 【参考】

フリーランスに対するハラスメント対策の研修動画ができました！

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyoukintou/zaitaku/freelance\\_00007.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/zaitaku/freelance_00007.html)

### 障害者雇用納付金 対象拡大の動きと企業の対応

障害者の法定雇用率を下回った企業に課される納付金（不足する人数に応じて1人当たり月5万円）の対象について、現在は免除されている常用労働者数100人以下の中小企業にも拡大すべき、との意見が盛り込まれた報告書が、2月6日に公表されました。早ければ令和9年の通常国会での障害者雇用促進法等の改正を目指すと報道されています。

#### ◆企業の対応

上記報告書には、100人以下の企業への納付金対象拡大に肯定的な意見があった一方で、「障害者雇用相談援助事業等を通じた十分な支援等により、中小企業にお

ける障害者雇用の進展を確認した後に、改めて検討するべき」との意見があったことも示されました。

障害者雇用相談援助事業では、労働局の認定事業者から、障害者の一連の雇用管理に関する相談援助を無料で受けることができます（原則1年を限度）。

雇用継続に関しては、地域障害者職業センターの「職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援」といった公的支援もあります。

新たに障害者雇用に取り組む企業では、こうした支援を活用しながら具体的な雇用を検討するとよいでしょう。

#### ◆助成金の活用も

障害者雇用では、助成金も大きく分けて（1）障害者の雇入れ等を支援するもの、（2）障害者が働き続けられるよう支援するもの、（3）障害者雇用の相談援助を行う事業者に対するもの、があります。例えば（1）では、試用期間中に職場への適応状況を確認してから本格雇用へ移行することができるトライアル雇用助成金があります。

なお、助成金の支給要件や助成額等は頻繁に変更されるため、活用にあたっては最新情報の確認が必要です。

#### 【参考】

今後の障害者雇用促進制度の在り方に関する研究会報告書

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_70028.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_70028.html)

事業主の方へ

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/jigyounushi/page10.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/jigyounushi/page10.html)

## 今月の税務と労務の手続

10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出  
＜前月以降に採用した労働者がいる場合＞  
[公共職業安定所]

16日

- 個人の青色申告承認申請書の提出  
＜新規適用のもの＞[税務署]
- 個人の道府県民税および市町村民税の申告 [市区町村]
- 個人事業税の申告 [税務署]
- 個人事業所税の申告 [都・市]
- 贈与税の申告期限＜昨年度分＞[税務署]
- 所得税の確定申告期限 [税務署]
- 確定申告税額の延納の届出書の提出 [税務署]
- 財産債務調書、国外財産調書の提出
- 総収入金額報告書の提出 [税務署]

31日

- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 健康保険印紙受払等報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況の届出（雇用保険の被保険者でない場合）＜雇入れ・離職の翌月末日＞  
[公共職業安定所]
- 個人事業者の消費税の確定申告期限 [税務署]